

民事調停について

生駒市は、奈良簡易裁判所平成18年(ノ)第28号損害賠償等請求調停事件について、下記のとおり調停を成立させるため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

記

1 申立人の住所及び氏名

生駒市小瀬町382番地

堀口 順延

2 調停成立の方針

(1) 生駒市は、申立人に対し、次に掲げる土地(以下「本件土地」という。)についての、申立人との間で締結した平成7年2月7日付け覚書第3条に記載のブロック積擁壁工事(以下「本件擁壁工事」という。)の代金を含む一切の紛争解決金として、2,327万円の支払義務のあることを認める。

所在及び地番 生駒市小瀬町313番1

地目 山林

地積 2,727平方メートル

(2) 生駒市は、申立人に対し、前号の金員を平成19年1月10日限り申立人が指定する口座に振り込む方法により支払う。

(3) 本件擁壁工事は、申立人の責任と負担において実施するものとし、生駒市は、これを実施する義務を負わない。

(4) 生駒市は、申立人に対し、本件土地上にあるアスファルト舗装、コンクリート側溝、仮設フェンス及び残材を平成19年3月31日限り撤去する。

- (5) 申立人は、生駒市に対するその余の請求を放棄する。
- (6) 申立人と生駒市は、本件に関し、本調停事項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (7) 調停費用は、各自の負担とする。

平成18年12月22日提出

生駒市長 山下 真